

「暴力団排除条項」の一部改正に伴う各種取引規定等の改定のお知らせ

当行では、警察庁および金融庁からの要請を受け、各種取引規定等の「暴力団排除条項」を実態に即してより明確化するため、下記のとおり各種取引規定等を改定するとともに、今まで定めていなかったお取引につきましても追加することといたしました。

《取引規定改定日》

平成24年7月9日(月)

改定後の規定につきましては、既にお取引をいただいているお客さまに対しても適用させていただきます。

《変更対象となる取引規定》

普通預金等共通規定、総合口座取引規定、普通預金規定、貯蓄預金規定、通知預金規定、当座勘定規定（一般当座用、専用約束手形口用）、当座預金規定（個人当座用）、各種定期預金規定、各種積立定期預金規定、納税準備預金規定、各種財形預金規定、貸金庫規定、貸金庫規定（カード式）、封緘保護預り規定、紀陽銀行インターネット支店取引規定、各種外貨預金規定

融資取引・ローン取引における各種契約書や取引規定についても改定いたします。

《追加対象となる取引規定》

上記規定の改定にあわせて「振替決済口座管理規定」「投資信託受益権振替決済口座管理約款」にも、暴力団排除条項を導入いたします。

本件導入に伴い、公共債・投資信託の預かり口座開設のお申込みの際には、お客さまに現在かつ将来も反社会的勢力に該当しないことおよび反社会的な行為を行わないことの表明・確約をお願いすることとし、この表明・確約をいただけない場合は、お取引をお断りさせていただきます。

また、「紀陽モバイル・インターネットバンキング利用規程」、「インターネット投資信託取引約款」にも、暴力団排除条項を導入いたします。

《変更および追加する規定内容》

(1) 反社会的勢力の属性要件の明確化

解約等の対象となる反社会的勢力の要件を一層明確化するため、以下の要件を追加しました。

- ① 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ② 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ③ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ④ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、不当に暴力団員等の威力を利用していると認められる関係を有すること
- ⑤ 暴力団員等に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑥ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) 免責・損害賠償規定の追加

暴力団排除条項の適用により、当該取引先に損害が生じても銀行は免責されること、逆に銀行に損害が生じたときは当該取引先が損害賠償責任を負うことを追加しました。

《ご参考》

普通預金規定 新旧対比表

(下線部分が改定箇所です)

改定後	改定前
7. 解約等 (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。<u>なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u> ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 A.暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B.暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C.自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D.暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E.役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合 A.暴力的な要求行為 B.法的な責任を超えた不当な要求行為 C.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E.その他AからDに準ずる行為	7. 解約等 (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A.暴力団 B.暴力団員 C.暴力団準構成員 D.暴力団関係企業 E.総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F.その他前各号に準ずる者 ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 A.暴力的な要求行為 B.法的な責任を超えた不当な要求行為 C.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E.その他前各号に準ずる行為

この取り扱いに関しましてご不明な点がございましたら、窓口までお問い合わせください。

当行では、反社会的勢力との関係遮断・排除という社会的要請への取り組みを積極的に推進してまいりますので、何とぞご理解とご協力をお願い申し上げます。

以 上